

猪口会長が参議院厚労委に出席 医療法等改正案に対する意見を述べる

参議院の厚生労働委員会で4月27日、医療法等改正案に関する参考人質疑が行われ、猪口雄二会長が出席した。医療法等改正法案には、地域の医療提供体制に影響する様々な事項が盛り込まれており、猪口会長はそれぞれについて、意見を述べた。特に、国会審議では、医師の働き方改革などが与野党で賛否が分かれる争点となっており、見解を求められた。

猪口会長は、医師の働き方改革に関し、医師の労働時間短縮と健康確保の取組みは重要としつつ、「地域医療とのバランスをみながら改革しなければならない」と強調。大学病院や基幹病院が地域の病院から医師を引き揚げてしまうことのないような対応が不可欠とした。また、新型コロナにより混乱している医療現場が、改革に取り組める状況であるかを注視していくべきと強調した。

宿日直制度については、労働基準監督署の弾力的・謙抑的な運用と医療機関への支援を求めた。医師の働き方改革との関連性が強い医療関係職種の業務範囲については、救急救命士が病院前だけでなく、救急外来でも救急救命処置をできるようにするなど、複数の職種について業務範囲が拡大される。猪口会長は、「医療安全の観点から、充実した教育・研修体制が必須」と指摘した。法令による業務拡大だけでなく、すでに認められている業務であるにもかかわらず、現場での活用が進まない業務への対応も求めた。

◎紹介患者中心病院は手上げ方式を基本に

立憲民主党など野党は、医師の時間外労働の基準の妥当性に疑問を呈しているが、地域医療構想を推進するための病床機能再編支援事業にも反対している。新型コロナで病床が逼迫している状況で、病床削減に補助金を出す制度だからだ。猪口会長は、病院の再編統合が一部の利益を代表する当事者だけで決まってしまう事例



があることを踏まえ、「地域の関係者間の十分な協議と合意に基づいて行われることが、実際の運用でも担保されることを求める」と述べた。新型コロナの感染拡大を踏まえ、都道府県の医療計画に「新興・再興感染症対策」を加えることに対しては、賛同を表明した。あわせて、「感染症への対応と通常の医療が両立しうる医療提供体制を整備していくことが必要」と述べるとともに、政府による支援が必要とした。

外来医療機能の明確化・連携については、病院の外来機能を報告する制度を作り、そのデータに基づき、都道府県が「医療資源を重点的に活用する外来」を担う病院を地域で位置付ける。その病院は紹介状なし受診での患者への定額負担が義務化される方向だ。このため、猪口会長は、「各医療機関の自主的な手上げ方式が基本であるべき」と強調。また、「同一病院でも診療科により高度医療を提供する頻度は大きく異なることを十分に勘案する」ことを主張した。

最後に、持ち分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長については、制度施行後の速やかな特例の認定を厚労省に要請した。

参考人に招かれたのは、猪口会長のほか、上家子氏(元大阪府健康医療部長)、福井淳氏(全日本自治団体労働組合衛生医療局長)、中原のり子氏(全国過労死を考える家族の会)、山本修一氏(地域医療機能推進機構理事・全国医学部長病院長会議臨床系教員の働き方改革WG座長)。